

玉東農業振興地域整備計画の全体見直しを行います。

平成24年6月27日

1. 全体見直しの目的

現在の農業振興地域整備計画が平成18年7月のものであり、計画策定時から5年を経過しましたので、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、社会経済情勢等周辺環境の変化に対応し、優良な農地の保全・管理を含めた農地の有効利用を行うために、平成24年度から平成25年度にかけて本町の計画全体の見直しを行います。

2. 農業振興地域農用地について

県知事が指定した「農業振興地域」について、町は「農業振興地域整備計画」を策定し、その中で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていかうとする優良農地について、「農用地等」として利用すべき土地の区域（農用地区域）を指定します。これで指定された「農用地等」を「農業振興地域農用地」といいます。

また、農用地区域内においては原則として農地転用が禁止されており、農用地区域外では、補助事業が受けられない場合があります。

○「農用地等」とは、農地及び採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地をいいます。

3. 農用地区域の設定方針

①農用地区域からの除外

ア. 現況が山林、道路など現在耕作がされておらず、今後も引き続き耕作の意思が無く、農用地としての利用が困難と認められる土地。

イ. 概ね2年以内に住宅等の転用を予定している農用地で、法で定められた変更の基準を満たす農用地。

※除外の審議は、施設の内容・必要性・代替性・周辺農地への影響など様々な要素から協議されます。

②農用地区域への編入

10ha以上の集团的農用地、農業生産基盤の施行地及び今後10年以上にわたり農用地等とすることが適当な土地等。

4. 見直しに係る変更の受付について

今回の全体見直しに伴い、農用地区域内の農地転用を計画されている方及び農用地区域への編入を希望されている方は平成24年7月31日までにご相談ください。

※「とりあえず除外しておきたい」、「耕作していないので除外したい」などの受付はできません。

【 問合せ先 】

玉東町役場 産業振興課 電話0968-85-3113（直通）